

# 国保ガイド

## 交通事故にあったとき

交通事故など、第三者の行為によって受けたケガなどの医療費は、原則として加害者が全額負担すべきで保険証は使えません。

しかし、その賠償が遅れたりするときなどは、国保(老人保健)で治療を受けることができます。このときの費用は、国保(老人保健)があとから加害者に請求します。



- 1 警察に届けましょう。  
交通事故にあったら、加害者の運転免許証、ナンバーなどを確認し、速やかに警察に届け、「事故証明書」をもらいます。
- 2 治療を受ける前に必ず国保医療担当に連絡し、届け出してください。  
市役所の市民生活課国保医療担当の窓口で「第三者行為による被害届」の用紙を渡しますので、必要事項を記入のうえ「事故証明書」と一緒に提出してください。
- 3 保険証で治療が受けられます。  
病院で保険証を窓口提示すれば、国保(老人保健)による治療が受けられます。  
(国保が一時加害者に代って医療費を立て替えます。)

示談の前に必ずご相談ください！  
国保(老人保健)が使えなくなってしまうことがあります。

問合せ先 市民生活課 国保医療担当

ハイ！  
こちら  
相談室

## 暮らしに役立つ情報

### 高齢者が契約するとき

#### 高齢者の契約トラブル

販売員の勧誘を断り切れずに健康器具やリフォーム工事を次々と契約してしまったり、大事な預貯金をリスクの高い金融商品に契約してしまうなど、高齢者の契約被害は高額で深刻なものが目立ちます。

#### 高齢者被害の背景

高齢者は、老後の生活資金をある程度蓄えている人が多い一方で、年齢とともに判断力が衰える、情報に疎くなるなどの老後の不安が高まっています。しかも近年は、介護や福祉も行政給付から民間業者との契約へ切り替えられているうえ、独り暮らしや高齢者だけの家庭も増えており、高齢者にとって契約トラブルが発生しやすい条件がそろっています。



#### 高齢者の契約能力

民法は、未成年者については一律に契約の取消権を与えて保護していますが、高齢者については同じ年齢でも判断力や社会的立場に大きな個人差があるため、一律の年齢で取消権を与えるような保護制度はありません。契約取消権を与えるということは、逆に単独での契約ができないという活動の制約になるからです。

高度の老人性痴呆症などで、契約時の判断能力が全く欠けていた場合は「意思無能力」として契約は無効となりますが、それを証明することは過去の能力を証明することになるため、容易なことではありません。また、被害者の多くは、その一歩手前の「判断力が不足する場合」であるため、契約が無効とはならないのです。

問合せ先 山梨県消費生活センター ☎055(235)8455  
市民生活課 窓口担当